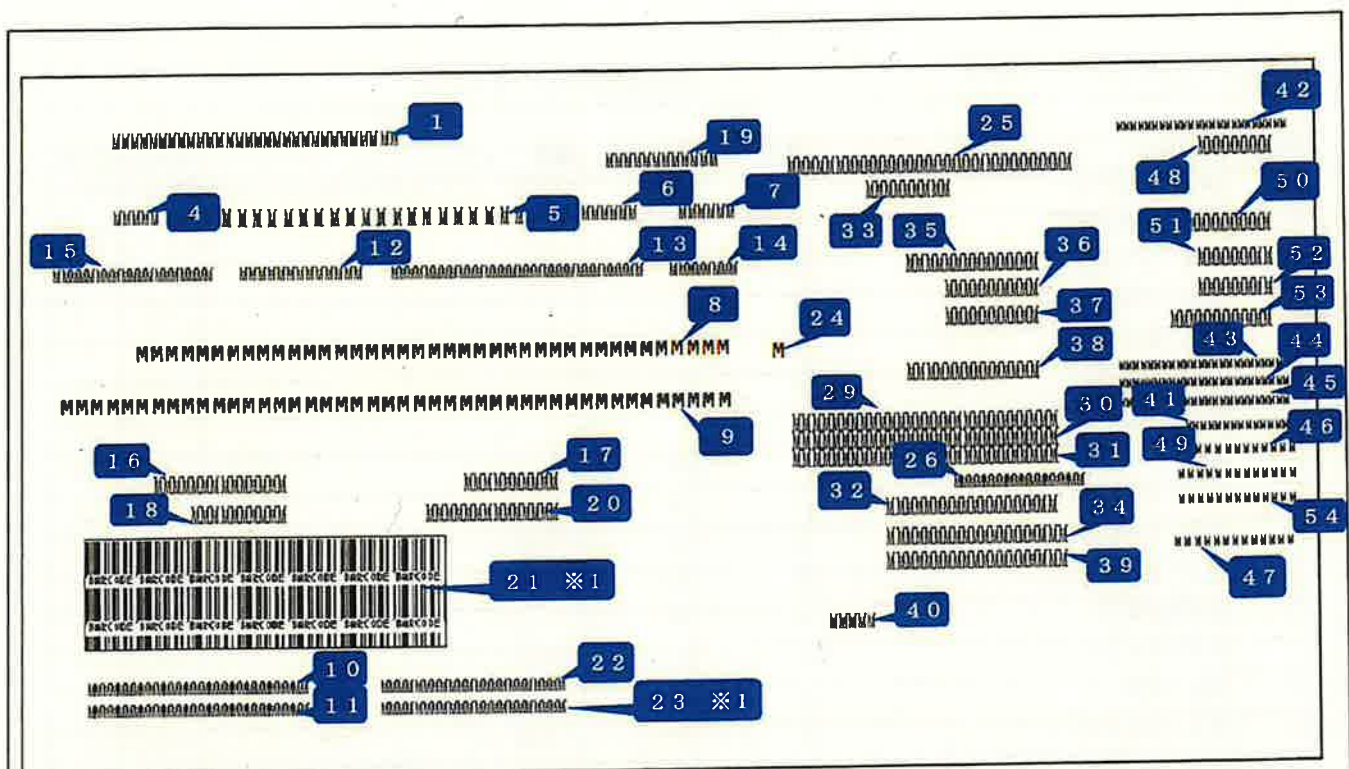


コンビニ納付書
帳票CSVファイルレイアウト

帳票レイアウト



※1 バーコード無の帳票定義体を使用する場合は、非表示となります。

コンビニ納付書
帳票CSVファイルレイアウト

CSVファイルレイアウト

帳票名	コンビニ納付書	帳票定義体ID	G2567001
-----	---------	---------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考	マル公	カク公
1	済通-表題年度	X	15	日本語	○	○
2	済通-口座番号	X	14			○
3	済通-加入者名	X	15	日本語		○
4	済通-収納機関番号	X	5		○	○
5	済通-納付番号	X	20		○	○
6	済通-確認番号	X	6		○	○
7	済通-納付区分	X	6		○	○
8	済通-MPXOCR 1	X	39		○	○
9	済通-MPXOCR 2	X	44		○	○
10	済通-被保険者氏名 1	X	25	日本語	○	○
11	済通-被保険者氏名 2	X	25	日本語	○	○
12	被保険者番号	X	20		○	○
13	済通-年度表示	X	15	日本語	○	○
14	済通-期別	X	4	日本語	○	○
15	済通-納付期限 2	X	11	日本語	○	○
16	済通-納付額	X	14		○	○
17	済通-延滞金	X	10		○	○
18	済通-手数料	X	10		○	○
19	済通-合計金額	X	14		○	○
20	済通-合計金額-下段	X	14		○	○
21	済通-コンビニB	9	44		○※1	○※1
22	済通-取扱期限	X	11	日本語	○	○
23	済通-バーコード使用期限	X	11	日本語	○※1	○※1
24	原符-用紙セット文字	X	1		○	○
25	原符-表題年度	X	15	日本語	○	○
26	原符-納付番号	X	20		○	○
27	原符-口座番号	X	14			○
28	原符-加入者名	X	15	日本語		○
29	原符-被保険者氏名 1	X	17	日本語	○	○
30	原符-被保険者氏名 2	X	17	日本語	○	○
31	原符-被保険者氏名 3	X	17	日本語	○	○
32	原符-被保険者番号	X	20		○	○
33	原符-期別	X	4	日本語	○	○
34	原符-納付期限 2	X	11	日本語	○	○
35	原符-納付額	X	14		○	○
36	原符-延滞金	X	10		○	○
37	原符-手数料	X	10		○	○
38	原符-合計金額	X	14		○	○

コンビニ納付書
帳票CSVファイルレイアウト

CSVファイルレイアウト

[illegible]

※1 パーコード無の帳票定義体を使用する場合は、非表示となります。

<注意事項>

「カク公/マル公」欄で“○”の記載がない項目については帳票に表示されませんが、CSVファイルには値が設定されます。

一般印刷物仕様書(様式詳細は契約後提示)

品名	介護保険料額決定通知書		
数量	C:本算定通知書	219,000枚	
	D:変更(決定)通知書	9,000枚	計 228,000枚
サイズ	連票 縦 11.5インチ×横 9.3インチ 両端から0.5インチ(スプロケット)のところに縦ミシン目		
使用用紙	上質紙 70kg		
使用色数	表面2色(紺、朱) 裏面1色(紺)		
その他	1 公印の刷りこみあり 2 表面の枠・文言(別添7-2参照) 3 裏面の文言(別添7-2参照) 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 使用用紙は、古紙パルプ配合率5%以上。ただし基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。 6 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること。 7 1箱1,000枚で納品		

表面

公印

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	
決定年月日	
決定理由	

年額保険料額	月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
			特別徴収	普通徴収	
円	4月	第1期			
	5月				
	6月	第2期			
	7月				
	8月	第3期			
	9月				
	10月	第4期			
	11月				
	12月	第5期			
	1月	第6期			
	2月	随時期			
	3月				
計					
合計額					

特別徴収の額に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の額に金額の記載がある場合は、翌年度4・5・6月も同額の保険料を年金から特別徴収します。

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ⑤=③-④

本人所得区分	世帯所得区分	生活保護	高齢世帯年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報	
金融機関	
口座番号	
口座名義人	

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

(お問合せ先) 日本市 介護保険課 住所 123-7890 日本市中央1-2-3
電話番号 123-456-0001 FAX番号 123-456-1111 メール abcde@niboncity.com

不届の申立て及び取消請求
この通知について不届があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、日本市介護保険審査会（〒123-5678★文芸春秋ビル★日本市中央1-1-6 電話：123-456-9001）に対し審査請求をすることができます。〔なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。〕
この処分取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する取消の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、日本市を被告として（訴訟において日本市を代表する者は日本市長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する取消の訴えを提起することができません。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても取消がないとき。
2 処分、処分取消の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他取消をしないことにつき正当な理由があるとき。

表面

1 賦課の根拠

あなたは、65歳以上で東三河広域連合を保険者とする介護保険第1号被保険者と認められます。従いまして介護保険法第129条、第130条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により、あなたに介護保険料が課されることになります。

2 徴収の根拠

介護保険法第131条、第132条、第133条、第135条、第140条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により保険料を徴収するものです。

3 保険料の算定方法等

(1)この介護保険料は、被保険者の前年中の課税年金収入、合計所得金額並びに当該年度の4月1日(賦課期日)現在(年度途中で65歳になった方や転入した方は資格取得日現在)の被保険者とその世帯員の市町村民税課税状況により算定したものです。

(2)介護保険料は、当該年度の4月1日(賦課期日)現在(年度途中で65歳になった方や転入した方は資格取得日現在)のお住まいの市町村の基準保険料額が適用となります。なお、年度途中で東三河広域連合構成市町村間での住所変更を行った場合については、金額の変更はありません。

(3)介護保険料は当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に被保険者である期間に応じて負担していただきます。

(4)年度途中で資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月から3月までの月数分の保険料を減額します。

(5)年度途中で資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から3月までの月数分の保険料を賦課します。

(6)「65歳以上」となるときは、65歳の誕生日の前日となります。したがって、誕生日が1日の場合、前月末日が資格取得日となることから、介護保険料は前月から課せられることになります。

4 徴収方法等

(1)特別徴収(年金からの天引き)

老齢基礎年金などの老齢若しくは退職・障害又は死亡給付事由とする公的年金受給者のうち年額18万円以上の年金額を基準日(当該年度の4月1日)現在で受給している65歳以上の方は、年金から天引きされます。(特別徴収が停止された方を除く。)なお、基準日以降に65歳を迎えられる方及び転入された方で、上記の基準を満たす方については、半年から1年後に、普通徴収(納付書納付又は口座振替)から特別徴収(年金からの天引き)へ変わります。

(2)普通徴収(納付書納付又は口座振替)

①資格取得

- ア 新たに65歳になられた方
- イ 東三河広域連合構成市町村域外から転入された方
- ②年金の支払金額不足
- ア 年金担保貸付金を返済中の方
- イ 年金が年額18万円未満の方
- ウ 受給する年金が年度途中で変更となった方
- エ 一時停止の方

③現府庫の出し忘れなどにより年金が未払い状態の方

④年度途中の介護保険料の増額・減額

⑤所収状況等の変更により介護保険料額が変更となる方

5 減免・徴収猶予

災害その他特別な事情がある場合には、保険料額の減免又は徴収猶予を受けることができます。

6 審査請求及び取消訴訟

(1)この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会(〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話052-954-6288)に対し審査請求をすることができます。

(2)この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、東三河広域連合を被告として(訴訟において東三河広域連合を代表する者は東三河広域連合長となります。)提起することができます。

(3)この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも東三河広域連合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

7 延滞金

納期限までに介護保険料が完納されないときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ介護保険料額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、開年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

8 滞納処分

納期限までに介護保険料を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状が発付され、発付した日から起算して10日も経過した日までに完納しなければ、滞納処分を受ける場合があります。

また、世帯主及び配偶者の一方は、介護保険料の連帯的納付義務を負います。

一般印刷物仕様書

品名	介護保険料本算定周知チラシ(区分別)																
数量	219,000枚																
サイズ	A4																
ページ数	2ページ(A4、両面印刷)																
使用用紙	色上質紙 中厚口 ・古紙パルプ配合率1%以上。ただし、基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。																
使用色数	両面1色(黒)																
製本加工	なし																
その他	・ チラシ8種類の数量等(パターン毎の色上質紙の色はカッコ内に示すとおり) <table border="0"> <tr> <td>パターン A : 特徴継続</td><td>191,000枚(黄色)</td></tr> <tr> <td>B : 口座振替</td><td>3,000枚(桃色)</td></tr> <tr> <td>C : 自主納付</td><td>10,000枚(水色)</td></tr> <tr> <td>D : 特徴10月開始(口振)</td><td>2,000枚(浅黄色)</td></tr> <tr> <td>E : 特徴10月開始(自主)</td><td>5,000枚(緑色)</td></tr> <tr> <td>F : 口座振替(特→普)</td><td>1,000枚(肌色)</td></tr> <tr> <td>G : 自主納付(特→普)</td><td>2,000枚(黄緑色)</td></tr> <tr> <td>H : 資格喪失者等</td><td>5,000枚(紫色)</td></tr> </table> ※表面はパターン毎に異なるが、裏面はすべて共通文言。(別添8-2参照) ・ デザイン、レイアウト 業者にて作成 ・ イラスト、カット 業者にて作成 ・ 文字原稿 紙提供 ・ 原稿校正 3回以上 ・ 納品物としてPDFデータを提供すること。 ・ 著作権は東三河広域連合が有する。	パターン A : 特徴継続	191,000枚(黄色)	B : 口座振替	3,000枚(桃色)	C : 自主納付	10,000枚(水色)	D : 特徴10月開始(口振)	2,000枚(浅黄色)	E : 特徴10月開始(自主)	5,000枚(緑色)	F : 口座振替(特→普)	1,000枚(肌色)	G : 自主納付(特→普)	2,000枚(黄緑色)	H : 資格喪失者等	5,000枚(紫色)
パターン A : 特徴継続	191,000枚(黄色)																
B : 口座振替	3,000枚(桃色)																
C : 自主納付	10,000枚(水色)																
D : 特徴10月開始(口振)	2,000枚(浅黄色)																
E : 特徴10月開始(自主)	5,000枚(緑色)																
F : 口座振替(特→普)	1,000枚(肌色)																
G : 自主納付(特→普)	2,000枚(黄緑色)																
H : 資格喪失者等	5,000枚(紫色)																

表面：パターンA

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中に65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

課税年金から特別徴収(年金天引き)により納付された介護保険料の年額は、例年1月中に年金保険者から通知があります。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

特別徴収(年金天引き)です

引き続き年金天引きとなります。

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

◆来年度の第1期から第3期の保険料額について

来年度の第1期(4月)以降も年金天引きが継続する方の来年度の第1期(4月)～第3期(8月)の保険料額は、令和7年度第6期(2月)の保険料額と同額が年金から天引きされます。この場合、次回の保険料のお知らせは来年8月にお送りする予定です。

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467

または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内	☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内	☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内	☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内	☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内	☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内	☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内	☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内	☎0536-85-1313

表面：パターン B

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中に65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

年間の納付済額については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

普通徴収(口座振替)です

納期限の日に口座から保険料が引き落とされます。
口座の残高不足にご注意ください。

◆残高不足にご注意ください。

納期限の日に口座の残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに残高の確認をお願いします。

◆保険料を滞納すると…

滞納していた期間に応じて、利用者負担が引き上げられることなどがありますので、保険料は、忘れずに納めましょう。

例:利用者負担1割→3割

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467

または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

表面：パターンC

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中に65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

年間の納付済額については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

普通徴収(納付書で納付)です

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

※納付場所については、納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご希望の方は、同封の口座振替依頼書にご記入のうえ、指定の金融機関またはゆうちょ銀行に直接お申し込みください。口座振替開始月は下図のとおりです。例えば8月に指定の金融機関で受付された場合、口座振替開始は第4期(10月)からとなります。

金融機関等受付月	2月・3月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月
口座振替開始	第1期(4月)	第2期(6月)	第3期(8月)	第4期(10月)	第5期(12月)	第6期(2月)

◆保険料を滞納すると…

滞納していた期間に応じて、利用者負担が引き上げられることなどがありますので、保険料は忘れずに納めましょう。

例:利用者負担1割→3割

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

表面：パターンD

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中に65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

課税年金から特別徴収(年金天引き)により納付された介護保険料の年額は、例年1月中に年金保険者から通知があります。普通徴収分については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

第3期…普通徴収(口座振替)です

納期限の日に口座から保険料が引き落とされます。
口座の残高不足にご注意ください。

第4期以降…特別徴収(年金天引き)です

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

◆来年度の第1期から第3期の保険料額について

来年度の第1期(4月)以降も年金天引きが継続する方の来年度の第1期(4月)～第3期(8月)の保険料額は、令和7年度第6期(2月)の保険料額と同額が年金から天引きされます。この場合、今回の保険料のお知らせは来年8月にお送りする予定です。

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口		・田原窓口	
豊橋市役所長寿介護課内	☎0532-51-3130	田原市役所高齢福祉課内	☎0531-23-3217
・豊川窓口		・設楽窓口	
豊川市役所介護高齢課内	☎0533-89-2173	設楽町役場町民課内	☎0536-62-0519
・蒲郡窓口		・東栄窓口	
蒲郡市役所長寿課内	☎0533-66-1176	東栄保養福祉センター福祉課内	☎0536-76-1815
・新城窓口		・豊根窓口	
新城市役所高齢者支援課内	☎0536-23-7688	豊根村役場住民課内	☎0536-85-1313

表面：パターンB

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中に65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

課税年金から特別徴収(年金天引き)により納付された介護保険料の年額は、例年1月中に年金保険者から通知があります。

普通徴収分については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

第3期…普通徴収(納付書で納付)です

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

※納付場所については、納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

第4期以降…特別徴収(年金天引き)です

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

◆来年度の第1期から第3期の保険料額について

来年度の第1期(4月)以降も年金天引きが継続する方の来年度の第1期(4月)～第3期(8月)の保険料額は、令和7年度第6期(2月)の保険料額と同額が年金から天引きされます。この場合、次回の保険料のお知らせは来年8月にお送りする予定です。

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口		・田原窓口	
豊橋市役所長寿介護課内	☎0532-51-3130	田原市役所高齢福祉課内	☎0531-23-3217
・豊川窓口		・設楽窓口	
豊川市役所介護高齢課内	☎0533-89-2173	設楽町役場町民課内	☎0536-62-0519
・蒲郡窓口		・東栄窓口	
蒲郡市役所長寿課内	☎0533-66-1176	東栄保健福祉センター福祉課内	☎0536-76-1815
・新城窓口		・豊根窓口	
新城市役所高齢者支援課内	☎0536-23-7688	豊根村役場住民課内	☎0536-85-1313

表面：パターンF

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中で65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

課税年金から特別徴収(年金天引き)により納付された介護保険料の年額は、例年1月中に年金保険者から通知があります。普通徴収分については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

第3期…特別徴収(年金天引き)です

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

第4期以降…普通徴収(口座振替)です

納期限の日に口座から保険料が引き落とされます。
口座の残高不足にご注意ください。

◆残高不足にご注意ください。

納期限の日に口座の残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに残高の確認をお願いします。

◆保険料を滞納すると…

滞納していた期間に応じて、利用者負担が引き上げられることなどがありますので、保険料は忘れずに納めましょう。

例:利用者負担1割→3割

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課保険料グループ TEL:0532-26-8466-8467

または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

表面：パターンG

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中で65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

課税年金から特別徴収(年金天引き)により納付された介護保険料の年額は、例年1月中旬に年金保険者から通知があります。

普通徴収分については、東三河広域連合から通知します。不明なことがあれば問合せ先にお尋ねください。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

あなたの介護保険料は

第3期…特別徴収(年金天引き)です

ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、年金天引きが一度停止され、普通徴収(納付書納付または口座振替)に変更されます。

第4期以降…普通徴収(納付書で納付)です

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。

※納付場所については、納付書裏面の「納付できる場所」をご覧ください。

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替をご希望の方は、同封の口座振替依頼書にご記入のうえ、指定の金融機関またはゆうちょ銀行に直接お申し込みください。口座振替開始月は下図のとおりです。例えば8月に指定の金融機関で受付された場合、口座振替開始は第4期(10月)からとなります。

金融機関等受付月	2月・3月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月
口座振替開始	第1期(4月)	第2期(6月)	第3期(8月)	第4期(10月)	第5期(12月)	第6期(2月)

◆保険料を滞納すると…

滞納していた期間に応じて、利用者負担が引き上げられることなどがありますので、保険料は忘れずに納めましょう。

例:利用者負担1割→3割

今後とも介護保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467

または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口

豊橋市役所長寿介護課内

☎0532-51-3130

・豊川窓口

豊川市役所介護高齢課内

☎0533-89-2173

・蒲郡窓口

蒲郡市役所長寿課内

☎0533-66-1176

・新城窓口

新城市役所高齢者支援課内

☎0536-23-7688

・田原窓口

田原市役所高齢福祉課内

☎0531-23-3217

・設楽窓口

設楽町役場町民課内

☎0536-62-0519

・東栄窓口

東栄保健福祉センター福祉課内

☎0536-76-1815

・豊根窓口

豊根村役場住民課内

☎0536-85-1313

表面：パターンH

令和7年8月

令和7年度 介護保険料のお知らせ

令和7年4月1日時点の世帯状況(年度途中で65歳になった方や転入した方は、資格取得日時点の世帯状況)におけるご本人様または世帯の市町村民税課税状況と令和6年中のご本人様の課税年金収入や所得等の情報をもとに令和7年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

令和7年度の介護保険料の段階と年額は裏面のとおりです。

ご自身の介護保険料の段階と年額は同封の納入通知書をご覧ください。

◆還付が発生する場合

還付額が決まり次第、改めてお知らせします。なお、今回の通知書はお知らせとなりますのでお手続きの必要はありません。また、特別徴収の方で、令和7年度第6期の保険料額がない方は、令和8年度から普通徴収となります。

◆追加のお支払いが必要な場合

口座振替のご登録をされている方につきましては登録口座からの振替、そうでない方につきましては納付書を同封しておりますので、納期限までに納付してください。

(被保険者様がお亡くなりになられた場合)

特別徴収(年金天引き)により介護保険料を納めていた場合で、ご遺族様による未支給年金請求のお手続きが済んでいない場合は、今まで受給されていた年金保険者における事務処理ができないため、介護保険料の精算も遅くなります。お手続きが必要な方は、各年金保険者へお問い合わせいただき、お早めにお手続きをお願いいたします。

お問合せ先

東三河広域連合介護保険課 TEL:0532-26-8466・8467
または市町村の介護保険窓口へ

・豊橋窓口 豊橋市役所長寿介護課内 ☎0532-51-3130	・田原窓口 田原市役所高齢福祉課内 ☎0531-23-3217
・豊川窓口 豊川市役所介護高齢課内 ☎0533-89-2173	・設楽窓口 設楽町役場町民課内 ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 蒲郡市役所長寿課内 ☎0533-66-1176	・東栄窓口 東栄保健福祉センター福祉課内 ☎0536-76-1815
・新城窓口 新城市役所高齢者支援課内 ☎0536-23-7688	・豊根窓口 豊根村役場住民課内 ☎0536-85-1313

裏面：すべて共通

令和7年度の介護保険料について

■ 第9期（令和6年度から令和8年度）から介護保険料が変わりました

介護保険制度は、制度を安定的に持続し、円滑な運営を行うために3年に1度、保険料等の見直しが行われます。第9期（令和6年度から令和8年度）の主な変更点は以下の通りです。

(1) 介護保険料の所得段階が12段階から15段階に変更となりました。

(2) 介護保険料を決定する際の基準額が変更となりました。

基準額は、年額59,160円(月額4,930円)になります。この基準額は、東三河広域連合域内8市町村の高齢化率や介護に支われるお金の見込額等を基に算出されています。

(3) 所得段階を区分する基準所得金額及び保険料率を変更しました。

第1号被保険者の負担能力に合わせた保険料設定とするため、次の通り変更を行っています。

● 所得段階を区分する基準所得金額
(変更した区分のみ)

区分する段階	変更前	変更後
第9段階と第10段階	(新設)	420万円
第10段階と第11段階	500万円	520万円
第11段階と第12段階	(新設)	620万円
第12段階と第13段階	(新設)	720万円
第13段階と第14段階	750万円	820万円

● 保険料率
(変更した段階のみ)

段階	変更前	変更後	段階	変更前	変更後
第1段階	0.3	0.285	第12段階	1.8	1.95
第2段階	0.5	0.485	第13段階	1.8	2.0
第3段階	0.7	0.685	第14段階	2.0	2.2
第10段階	1.7	1.8	第15段階	2.2	2.4
第11段階	1.8	1.9			

■ 介護保険料の所得段階および保険料率について

介護保険料の所得段階は、前年中の収入や所得等の状況によって決まります。

各段階の保険料率額は、基準額(年額59,160円)に各段階の保険料率をかけて算出されます。

なお、第1段階から第3段階までの保険料は第8期より引き続き公費の投入による軽減を行っています。

所得段階	対象となる方(条件)	保険料率	保険料年額(円)	所得段階	対象となる方(条件)	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	生活保護を受けている方 ・ 老齢福祉年金を受けている方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80.9万円以下の方	0.285 軽減前 (0.455)	16,860 軽減前 (26,917)	第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	76,908
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80.9万円を超え、120万円以下の方	0.485 軽減前 (0.65)	28,692 軽減前 (38,454)	第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	88,740
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が120万円を超える方	0.685 軽減前 (0.69)	40,524 軽減前 (40,820)	第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	100,572
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80.9万円以下の方	0.85	50,286	第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	106,488
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯課税)で、課税年金収入金額及び合計所得金額との合計額が80.9万円を超える方	1.0	基準額 59,160	第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.9	112,404
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,992	第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.95	115,362
				第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.0	118,320
				第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.2	130,152
				第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.4	141,984

※「合計所得金額」は、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の額)を控除した額を用います。

※第1段階から第5段階までの「合計所得金額」は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、課税年金の所得金額(所得税法第35条第2項第1号に規定の額、以下同じ。)および当該合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1項の規定の額、以下同じ。)が含まれている場合には、当該給与所得金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、当該控除を加えた額)から10万円を控除して得た額を用います。

※第8期(令和3年度から令和5年度まで)は、第6段階以上の「合計所得金額」に給与所得または課税年金の所得金額が含まれている場合には、当該給与所得または課税年金の所得金額の合計額から10万円を控除する特別措置が適用されていたが、第9期からは適用されません。

一般印刷物仕様書

品名	介護保険料本算定周知チラシ(共通)
数量	219,000枚
サイズ	A4
ページ数	2ページ(A4、両面印刷)
使用用紙	上質紙 70kg ・古紙パルプ配合率1%以上。ただし、基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。
使用色数	表面・裏面ともにフルカラー
製本加工	なし
その他	・ 見本 別添9-2参照 ・ デザイン、レイアウト 業者にて作成 ・ イラスト、カット 業者にて作成 ・ 文字原稿 紙提供 ・ 原稿校正 3回以上 ・ 納品物としてPDFデータを提供すること。 ・ 著作権は東三河広域連合が有する。

表面

介護保険料に関するお知らせ

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方には

特別徴収 と **普通徴収** があります。



特別徴収 年金から天引きされる方法

高齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方で、いずれかの年金支給年額が18万円以上の方が対象となり、年金の支給日に天引きされます。また、年金の受給が始まってから年金天引きはすぐには開始されませんので、開始されるまでの間は口座振替または納付書により納めていただきます。

普通徴収 口座振替または納付書により納める方法

原則、年6回の納期でお支払いいただきます。納期については以下のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月末日	6月末日	8月末日	10月末日	12月28日	2月末日

*納期限が休日の場合は翌営業日となります。

口座振替の場合

東三河広域連合指定の金融機関へお届け済の口座から納期限の日に振替されます。残高不足により振替不能となった場合は、後日、東三河広域連合からお送りする納付書でのお支払いとなります。

納付書で納める場合

東三河広域連合指定の金融機関(ゆうちょ銀行は愛知県・岐阜県・三重県・静岡県のみ)およびコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、東三河8市町村の窓口で納めてください。

保険料を
滞納すると...

特別な理由なく介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのために、そして、介護保険制度の健全な運営のために介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険料についてよくある質問

Q 特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替または納付書により納める方法)へ支払い方法を変更することができますか?また、その逆は可能ですか?

A 特別徴収から普通徴収への変更は原則できません。(ただし、年度途中で保険料額が変更になったり、受給年金に異動があったときなどは、特別徴収が一度停止され、普通徴収に変更されます。)また、普通徴収から特別徴収への変更は、上記の「介護保険料の納め方」の特別徴収の条件を満たしていれば、65歳になって半年から1年後に自動的に切り替わります。切り替わる際は、東三河広域連合からお知らせします。

裏面

介護保険料の減免制度

号	減免事由	減免要件	減免割合	申請に必要なもの
第1号	第1号被保険者又は主たる生計維持者が震災、風水害、火災等の災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき	・損害割合が20%（半壊）以上 ・前年の世帯合計所得金額が1000万円以下	被災月から12カ月以内の期間における月割によって算出した保険料の12.5%～100%	罹災証明書又は罹災届出証明書
第6号	第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき	—	拘禁された期間における月割によって算出した保険料の全額	在所証明書
第1号及び第6号について いつでも減免申請出来ます。但し4月～7月受付の現年分は8月の本算定処理後、年間保険料額が決定してから8月に減免決定通知書を発送します。				
第2号	主たる生計維持者が死亡又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき	申請日の属する年の世帯合計所得金額の見積額が前年の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が300万円以下	申請日の属する年度中の6カ月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収年金支払日に係る保険料の50%	・診断書又は病名が載っている病院発行の書類（入退院支援計画書等） ・長期入院の場合は病院発行の入院期間の分かる書類（領収書等）
第3号	主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき			・廃業届 ・離職票又は雇用保険受給資格者証（契約期間満了（2D）、定年（2E）、自己都合（4D）及び懲戒解雇（5E）による離職は減免対象外です）
第4号	主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき			第2号～第4号共通 申請日の属する年の世帯合計所得金額の見積額の算定の元になる資料
第5号	第1号から第4号に定めるもののほか特別の理由により第1号被保険者の生計が困難となったとき	〈減免要件〉 ・所得段階が第3段階の方で、世帯の前年収入が120万円（世帯員2人目から1人につき35万円を加算）以下であること。 ・市町村民税を課税されている者と生計を同じくしていない、またはその者から生活援助を受けていないこと。 ・課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。 ・介護保険料の滞納がないこと。 ・健康保険の被扶養者となっていないこと。 ・住民票のある市町村内に、自らの居住用の土地または家屋以外に土地・家屋を有していないこと。 〈減免額〉…11,832円（月数に応じて減免額は変更となります） 〈申請に必要なもの〉…窓口にご確認ください。		
・第2号～第5号の減免申請期間…8月1日から1月31日まで ☆第2号～第4号の減免対象期間は申請した日の属する年度中で、申請した日から6カ月以内の納期限がある保険料が対象となります。申請が年度の後半になるほど減免の対象となる保険料が減りますので早めの申請をお願いします。				

〈申請場所〉

- | | |
|---|------------------------------|
| ・豊橋市役所長寿介護課 ☎0532-51-3130 | ・田原市役所高齢福祉課 ☎0531-23-3217 |
| ・豊川市役所介護高齢課 ☎0533-89-2173 | ・設楽町役場町民課 ☎0536-62-0519 |
| ・蒲郡市役所長寿課 ☎0533-66-1176 | ・東栄保健福祉センター福祉課 ☎0536-76-1815 |
| ・新城市役所高齢者支援課 ☎0536-23-7688 | ・豊根村役場住民課 ☎0536-85-1313 |
| ・東三河広域連合 介護保険課 保険料グループ ☎0532-26-8466・8467 | |

一般印刷物仕様書(様式詳細は契約後提示)

品名	介護保険料額変更通知書
数量	15,000枚
サイズ	連票 縦 11.5インチ×横 9.3インチ 両端から0.5インチ(スプロケット)のところに縦ミシン目
使用用紙	上質紙 70kg
使用色数	表面2色(紺、朱) 裏面1色(紺)
その他	1 公印の刷りこみあり 2 表面の枠・文言(別添10-2参照) 3 裏面の文言(別添10-2参照) 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 使用用紙は、古紙パルプ配合率5%以上。ただし基準を満たさない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。 6 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること。 7 1箱1,000枚で納品

表面

公印

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日	性別
住所	

変更年月日	変更理由
-------	------

年間保険料額	円	月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の納期限
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付方法等			4月	第1期				
			5月					
			6月	第2期				
			7月					
			8月	第3期				
			9月					
			10月	第4期				
			11月					
			12月	第5期				
			1月					
			2月	第6期				
			3月					
計								
合計額								
元引増減額								

特別徴収の額に全額の前払がある場合は、現金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の額に全額の前払がある場合は、翌年度4・5・6月と7月の保険料を現金から特別徴収します。

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②)×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ⑤=③-④
(変更前)						
(変更後)						

保険料段階の算出根拠					
主人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢加給年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)					
(変更後)					

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報	
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

(お問合せ先) 日本市 介護保険課 住 所 123-456 日本市中央1-2-3
電話番号 123-456-0001 FAX番号 123-456-1111 E-mail abcde@nihoncity.go.jp

本市の市役所及び税務課に
この通知について不明があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、日本市介護保険課（〒123-456 日本市中央1-2-3 電話 123-456-0001）に問い合わせてください。なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
この通知の取扱いを定める法律は、前記の市役所に対して通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、日本市を被告として（所収に於いて日本市を代表する者は日本市長となる。）を提起することができます。
ただし、次の1から3のうちいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を待たずにその取消しの請求を提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、地方の執行又は裁決の效力により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。

表面

1 賦課の根拠

あなたは、65歳以上で東三河広域連合を保険者とする介護保険第1号被保険者と認められます。従いまして介護保険法第129条、第130条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により、あなたに介護保険料が課されることになります。

2 徴収の根拠

介護保険法第131条、第132条、第133条、第135条、第140条及び東三河広域連合介護保険条例の規定により保険料を徴収するものです。

3 保険料の算定方法等

(1)この介護保険料は、被保険者の前年中の課税年金収入、合計所得金額並びに当該年度の4月1日(賦課期日)現在(年度途中で65歳になった方や転入した方は資格取得日現在)の被保険者とその世帯員の市町村民税課税状況により算定したものです。

(2)介護保険料は、当該年度の4月1日(賦課期日)現在(年度途中で65歳になった方や転入した方は資格取得日現在)のお住まいの市町村の基準保険料額が適用となります。なお、年度途中で東三河広域連合構成市町村間での住所変更を行った場合には、金額の変更はありません。

(3)介護保険料は当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に被保険者である期間に応じて負担していただきます。

(4)年度途中で資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月から3月までの月数分の保険料を減額します。

(5)年度途中で資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から3月までの月数分の保険料を減額します。

(6)「65歳以上」となるときは、65歳の誕生日の前日となります。したがって、誕生日が1日の場合、前月末日が資格取得日となることから、介護保険料は前月から課せられることになります。

4 徴収方法等

・特別徴収(年金からの天引き)

老齢基礎年金などの老給若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする公的年金受給者のうち年額18万円以上の年金額を基準日(当該年度の4月1日)現在で受給している65歳以上の方は、年金から天引きされます。(特別徴収が停止された方を除く。)なお、基準日以降に65歳を迎えられる方及び転入された方、上記の基準を満たす方については、半年から1年ごとに、普通徴収(納付書納付又は口座振替)から特別徴収(年金からの天引き)へ変わります。

(2)普通徴収(納付書納付又は口座振替)

①資格取得

ア 新たに65歳になられた方

イ 東三河広域連合構成市町村区域外から転入された方

②年金の支払金額不足

ア 年金担保貸付金を返済中の方

イ 年金が年額18万円未満の方

ウ 受給する年金が年度途中で変更となった方

③滞り止め

現況届の提出忘れなどにより年金が未払い状態の方

④年度途中の介護保険料の増額・減額

所得状況等の変更により介護保険料額が変更となる

5 減免・徴収猶予

災害その他特別な事情がある場合には、保険料額の減免又は徴収猶予を受けることができます。

6 審査請求及び取消訴訟

(1)この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会(〒460 8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話052-954 6288)に対し審査請求をすることができます。

(2)この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、東三河広域連合を被告として(訴訟において東三河広域連合を代表する者は東三河広域連合長となります。)提起することができます。

(3)この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも東三河広域連合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

7 延滞金

納期限までに介護保険料が完納されるときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ介護保険料額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合、(当該期間の属する各年の前年に昭税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))か年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合を適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、間年の日を含む期間について、365日当たりの割合です。

8 滞納処分

納期限までに介護保険料を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状が発付され、発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しなければ、滞納処分を受ける場合があります。

また、世帯主及び配偶者の一方は、介護保険料の連帯納付義務を負います。

MCWELL 介護保険
(組合型)

G251G001_保険料納付通知書(変更通知書)
帳票CSVファイルレイアウト

帳票レイアウト

1		8		9		10	
3		4		5		6	
2		7		15		14	
16		18		19		20	
21		22		102			
23							
24		30		32		37	
25		34		35		82	
26		31		33		36	
27		39		38		41	
28		42		43		40	
29		44		53		54	
46		47		48		49	
50		51		52		53	
54		55		56		57	
58		59		60		61	
62		63		64		65	
66		67		68		69	
70		71		72		73	
74		75		76		77	
78		79		80		81	
84		85		86		87	
88		89		90		91	
92		93		94		95	
96		97		98		99	
100		101					

MCWELL 介護報酬 算定
ソフト

G251G001_保険料納付通知書 (変更通知書)
帳票CSVファイルレイアウト

CSVファイルレイアウト

帳票名		保険料納付通知書 (変更通知書)		帳票定義ID	G251G003
No	項目名	属性	桁数	備考	
1	様式番号	X	20	日本語	
2	通知書名称	X	50	日本語	
3	送付先郵便番号	X	10		
4	送付先住所	X	500	日本語 【出力例】 送付先住所 改行 (方書なしの場合は改行なし) 送付先方書	
5	送付先氏名	X	100	日本語	
6	カスタマ	X	20		
7	対象者番号	X	20		
8	通知書番号-題	X	10	日本語	
9	通知書番号	9	14		
10	通知書番号-号	X	1	日本語	
11	作成日	X	11	日本語	
12	肩書	X	20	日本語	
13	首長名	X	20	日本語	
14	公印	X	256		
15	公印省略文言	X	10	日本語	
16	文言	X	60	日本語	
17	被保険者氏名	X	100	日本語	
18	被保険者番号N	X	10	日本語	
19	生年月日	X	11	日本語	
20	性別	X	1	日本語	
21	決定変更日	X	11	日本語	
22	決定変更理由	X	20	日本語	
23	年間保険料額	X	9	カンマ隔りあり	
24	保険料徴収方法1	X	7	日本語	
25	特徴義務者1	X	30	日本語	
26	特徴対象年金1	X	30	日本語	
27	保険料徴収方法2	X	7	日本語	
28	特徴義務者2	X	30	日本語	
29	特徴対象年金2	X	30	日本語	
30 (1)	納期1-1	X	4	日本語	
30 (2)	納期1-2	X	4	日本語	
30 (3)	納期1-3	X	4	日本語	
30 (4)	納期1-4	X	4	日本語	
30 (5)	納期1-5	X	4	日本語	
30 (6)	納期1-6	X	4	日本語	
30 (7)	納期1-7	X	4	日本語	
30 (8)	納期1-8	X	4	日本語	
30 (9)	納期1-9	X	4	日本語	

帳票名	保険料納付通知書(変更通知書)	帳票定義ID	G251G003
-----	-----------------	--------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考
30 (10)	納期1-10	X	4	日本語
30 (11)	納期1-11	X	4	日本語
30 (12)	納期1-12	X	4	日本語
31	随時期分期別	X	4	日本語
32 (1)	変更前-普徴額-1	X	7	カンマ編集あり
32 (2)	変更前-普徴額-2	X	7	カンマ編集あり
32 (3)	変更前-普徴額-3	X	7	カンマ編集あり
32 (4)	変更前-普徴額-4	X	7	カンマ編集あり
32 (5)	変更前-普徴額-5	X	7	カンマ編集あり
32 (6)	変更前-普徴額-6	X	7	カンマ編集あり
32 (7)	変更前-普徴額-7	X	7	カンマ編集あり
32 (8)	変更前-普徴額-8	X	7	カンマ編集あり
32 (9)	変更前-普徴額-9	X	7	カンマ編集あり
32 (10)	変更前-普徴額-10	X	7	カンマ編集あり
32 (11)	変更前-普徴額-11	X	7	カンマ編集あり
32 (12)	変更前-普徴額-12	X	7	カンマ編集あり
33	随時期分変更前保険料額	X	7	カンマ編集あり
34 (1)	変更前-特徴額-1	X	7	カンマ編集あり
34 (2)	変更前-特徴額-2	X	7	カンマ編集あり
34 (3)	変更前-特徴額-3	X	7	カンマ編集あり
34 (4)	変更前-特徴額-4	X	7	カンマ編集あり
34 (5)	変更前-特徴額-5	X	7	カンマ編集あり
34 (6)	変更前-特徴額-6	X	7	カンマ編集あり
35 (1)	変更後-普徴額-1	X	7	カンマ編集あり
35 (2)	変更後-普徴額-2	X	7	カンマ編集あり
35 (3)	変更後-普徴額-3	X	7	カンマ編集あり
35 (4)	変更後-普徴額-4	X	7	カンマ編集あり
35 (5)	変更後-普徴額-5	X	7	カンマ編集あり
35 (6)	変更後-普徴額-6	X	7	カンマ編集あり
35 (7)	変更後-普徴額-7	X	7	カンマ編集あり
35 (8)	変更後-普徴額-8	X	7	カンマ編集あり
35 (9)	変更後-普徴額-9	X	7	カンマ編集あり
35 (10)	変更後-普徴額-10	X	7	カンマ編集あり
35 (11)	変更後-普徴額-11	X	7	カンマ編集あり
35 (12)	変更後-普徴額-12	X	7	カンマ編集あり
36	随時期分保険料額	X	7	カンマ編集あり
37 (1)	変更後-特徴額-1	X	7	カンマ編集あり
37 (2)	変更後-特徴額-2	X	7	カンマ編集あり
37 (3)	変更後-特徴額-3	X	7	カンマ編集あり
37 (4)	変更後-特徴額-4	X	7	カンマ編集あり

帳票名	保険料納付通知書 (変更通知書)	帳票定義ID	G251G003
-----	------------------	--------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考
37 (5)	変更後-特徴額-5	X	7	カンマ編集あり
37 (6)	変更後-特徴額-6	X	7	カンマ編集あり
38	変更前-普徴合計	X	7	カンマ編集あり
39	変更前-特徴合計	X	7	カンマ編集あり
40	変更後-普徴合計	X	7	カンマ編集あり
41	変更後-特徴合計	X	7	カンマ編集あり
42	変更前-合計額	X	9	カンマ編集あり
43	変更後-合計額	X	9	カンマ編集あり
44	固定文言2	X	100	日本語 文言マスタより取得 (文言マスタの登録内容で改行あり の場合、改行されます)
45	差引増減額	X	10	カンマ編集あり
46 (1)	変更前算定-期間-自-1	X	2	
47 (1)	変更前算定-固定項目1-1	X	1	日本語
48 (1)	変更前算定-固定項目2-1	X	1	日本語
49 (1)	変更前算定-期間-至-1	X	2	
50 (1)	変更前算定-固定項目3-1	X	1	日本語
51 (1)	変更前算定-月数-1	X	2	
52 (1)	変更前算定-固定項目4-1	X	1	日本語
53 (1)	変更前算定-所得段階-1	X	5	日本語
54 (1)	変更前算定-保険料額-1	X	7	カンマ編集あり
55 (1)	変更前算定-算出額-1	X	9	カンマ編集あり
46 (2)	変更前算定-期間-自-2	X	2	
47 (2)	変更前算定-固定項目1-2	X	1	日本語
48 (2)	変更前算定-固定項目2-2	X	1	日本語
49 (2)	変更前算定-期間-至-2	X	2	
50 (2)	変更前算定-固定項目3-2	X	1	日本語
51 (2)	変更前算定-月数-2	X	2	
52 (2)	変更前算定-固定項目4-2	X	1	日本語
53 (2)	変更前算定-所得段階-2	X	5	日本語
54 (2)	変更前算定-保険料額-2	X	7	カンマ編集あり
55 (2)	変更前算定-算出額-2	X	9	カンマ編集あり
46 (3)	変更前算定-期間-自-3	X	2	
47 (3)	変更前算定-固定項目1-3	X	1	日本語
48 (3)	変更前算定-固定項目2-3	X	1	日本語
49 (3)	変更前算定-期間-至-3	X	2	
50 (3)	変更前算定-固定項目3-3	X	1	日本語
51 (3)	変更前算定-月数-3	X	2	

帳票名	保険料納付通知書(変更通知書)	帳票定義体ID	G251G003
-----	-----------------	---------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考
52 (3)	変更前算定-固定項目4-3	X	1	日本語
53 (3)	変更前算定-所得段階-3	X	5	日本語
54 (3)	変更前算定-保険料額-3	X	7	カンマ編集あり
55 (3)	変更前算定-算出額-3	X	9	カンマ編集あり
46 (4)	変更前算定-期間-自-4	X	2	
47 (4)	変更前算定-固定項目1-4	X	1	日本語
48 (4)	変更前算定-固定項目2-4	X	1	日本語
49 (4)	変更前算定-期間-至-4	X	2	
50 (4)	変更前算定-固定項目3-4	X	1	日本語
51 (4)	変更前算定-月数-4	X	2	
52 (4)	変更前算定-固定項目4-4	X	1	日本語
53 (4)	変更前算定-所得段階-4	X	5	日本語
54 (4)	変更前算定-保険料額-4	X	7	カンマ編集あり
55 (4)	変更前算定-算出額-4	X	9	カンマ編集あり
56	変更前算定-減免額	X	9	カンマ編集あり
57	変更前算定-減免後保険料額	X	9	カンマ編集あり
58 (1)	算定-期間-自-1	X	2	
59 (1)	算定-固定項目1-1	X	1	日本語
60 (1)	算定-固定項目2-1	X	1	日本語
61 (1)	算定-期間-至-1	X	2	
62 (1)	算定-固定項目3-1	X	1	日本語
63 (1)	算定-月数-1	X	2	
64 (1)	算定-固定項目4-1	X	1	日本語
65 (1)	算定-所得段階-1	X	5	日本語
66 (1)	算定-保険料額-1	X	7	カンマ編集あり
67 (1)	算定-算出額-1	X	9	カンマ編集あり
58 (2)	算定-期間-自-2	X	2	
59 (2)	算定-固定項目1-2	X	1	日本語
60 (2)	算定-固定項目2-2	X	1	日本語
61 (2)	算定-期間-至-2	X	2	
62 (2)	算定-固定項目3-2	X	1	日本語
63 (2)	算定-月数-2	X	2	
64 (2)	算定-固定項目4-2	X	1	日本語
65 (2)	算定-所得段階-2	X	5	日本語
66 (2)	算定-保険料額-2	X	7	カンマ編集あり
67 (2)	算定-算出額-2	X	9	カンマ編集あり
58 (3)	算定-期間-自-3	X	2	
59 (3)	算定-固定項目1-3	X	1	日本語

帳票名	保険料納付通知書(変更通知書)	帳票定義体ID	G251G003
-----	-----------------	---------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考
60 (3)	算定-固定項目2-3	X	1	日本語
61 (3)	算定-期間-至-3	X	2	
62 (3)	算定-固定項目3-3	X	1	日本語
63 (3)	算定-月数-3	X	2	
64 (3)	算定-固定項目4-3	X	1	日本語
65 (3)	算定-所得段階-3	X	5	日本語
66 (3)	算定-保険料額-3	X	7	カンマ区切りあり
67 (3)	算定-算出額-3	X	9	カンマ区切りあり
58 (4)	算定-期間-自-4	X	2	
59 (4)	算定-固定項目1-4	X	1	日本語
60 (4)	算定-固定項目2-4	X	1	日本語
61 (4)	算定-期間-至-4	X	2	
62 (4)	算定-固定項目3-4	X	1	日本語
63 (4)	算定-月数-4	X	2	
64 (4)	算定-固定項目4-4	X	1	日本語
65 (4)	算定-所得段階-4	X	5	日本語
66 (4)	算定-保険料額-4	X	7	カンマ区切りあり
67 (4)	算定-算出額-4	X	9	カンマ区切りあり
68	算定-減免額	X	9	カンマ区切りあり
69	算定-減免後保険料額	X	9	カンマ区切りあり
70	変更前本人課税区分	X	3	日本語
71	変更前世帯課税区分	X	3	日本語
72	変更前生活保護	X	3	日本語
73	変更前老齢福祉年金	X	3	日本語
74	変更前公的年金収入金額	X	14	カンマ区切りあり
75	変更前合計所得金額	X	14	カンマ区切りあり
76	本人課税区分	X	3	日本語
77	世帯課税区分	X	3	日本語
78	生活保護	X	3	日本語
79	老齢福祉年金	X	3	日本語
80	公的年金収入金額	X	14	カンマ区切りあり
81	合計所得金額	X	14	カンマ区切りあり
82 (1)	普徴納期限-1	X	11	日本語
82 (2)	普徴納期限-2	X	11	日本語
82 (3)	普徴納期限-3	X	11	日本語
82 (4)	普徴納期限-4	X	11	日本語
82 (5)	普徴納期限-5	X	11	日本語
82 (6)	普徴納期限-6	X	11	日本語
82 (7)	普徴納期限-7	X	11	日本語
82 (8)	普徴納期限-8	X	11	日本語

帳票名	保険料納付通知書(変更通知書)	帳票定義ID	G251G003
-----	-----------------	--------	----------

No	項目名	属性	桁数	備考
82 (9)	普徴納期限-9	X	11	日本語
82 (10)	普徴納期限-10	X	11	日本語
82 (11)	普徴納期限-11	X	11	日本語
82 (12)	普徴納期限-12	X	11	日本語
83	随時期分納期限	X	11	日本語
84	金融機関名	X	20	日本語
85	金融機関支店名	X	20	日本語
86	口座種別	X	2	日本語
87	口座名義人	X	90	日本語
88	口座番号	X	14	
89	納入場所1	X	40	日本語
90	納入場所2	X	40	日本語
91	問合せ先見出し	X	7	日本語
92	役場-担当課名	X	100	日本語
93	住所見出し	X	4	日本語
94	役場-連絡先住所	X	266	日本語 【出力例】 担当部署郵便番号・全角空白・担当部署住所
95	電話番号見出し	X	4	日本語
96	役場-連絡先電話	X	20	
97	ファックス番号見出し	X	5	日本語
98	担当部署FAX番号	X	20	
99	メール見出し	X	3	日本語
100	担当部署メール	X	254	
101	不服申立文	X	999	日本語 文言マスタより取得(文言マスタの登録内容で改行ありの場合、改行されます)
102	住所	X	500	日本語 【出力例】 住所都道府県・住所市区町村名・住所町字 住所番地号表記・全角空白・基本住所方番
103	キー項目1	X	10	
104	キー項目2	X	10	
105	キー項目3	X	10	
106	キー項目4	X	10	
107	キー項目5	X	10	
108	キー項目6	X	10	
109	キー項目7	X	10	
110	キー項目8	X	10	
111	キー項目9	X	10	
112	キー項目10	X	10	
113	キー項目11	X	10	
114	キー項目12	X	10	

一般印刷物仕様書(様式詳細は契約後提示)

品名	介護保険料督促状
数量	21,000枚
サイズ	連票 縦 11.5インチ×横 9.3インチ 両端から0.5インチ(スプロケット)のところに縦ミシン目
使用用紙	上質紙 70kg
使用色数	表面2色(紺、朱) 裏面1色(紺)
その他	1 公印の刷りこみあり 2 表面の枠・文言(別添12-2参照) 3 裏面の枠・文言(別添12-2参照) 4 色校正、文字校正 各2回以上 5 使用用紙は、古紙パルプ配合率5%以上。ただし基準を満たせない場合は不足する環境価値に対し、環境保全のための対策を講じている製紙メーカーの製品あるいは環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品を使用すること。 6 納品時に製紙メーカー名のわかるものを添付、又は納品書に製紙メーカー名を明記すること。 7 1箱1,000枚で納品

表面

東三河広域連合長

印

督促状

介護保険料が、本督促状発行日現在、次のとおり滞納になっておりますので、納付について確認の上、窓口又は指定金融機関等に納付してください。
この督促状の指定納期限まで納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定により滞納処分を受けることになります。

被保険者番号					
被保険者氏名					
通知書番号					
(調定分)	期別	保険料	円 本督促の納期限		
あと払いいただく合計額					

※ 最近納付された方で、この督促状が行き違いに送達された場合は、ご了承願います。
※ 納付証は5年間保存します。

(お調べ先)

お近くの各市町村の介護保険業務窓口へ

住所 及び 電話番号は欄面を参照

電話番号 *****

豊橋市役所 介護保険課	TEL 0532-51-3130	豊川市役所 介護保険課	TEL 0533-84-2171
浜松市役所 高齢課	TEL 0533-66-1176	新城市役所 高齢福祉課	TEL 0536-23-7688
田原市役所 高齢福祉課	TEL 0531-23-3217	森田町役所 市民課	TEL 0536-76-1315
東栄(伊東)福祉センター 福祉課	TEL 0536-76-1815	身延町役所 市民課	TEL 0536-85-1313

滞りなく納付されなかった場合は、この督促状があったことを理由として、1日の翌日から起算して3か月以内、要知照介護保険委員会に滞りなく納付する義務が生じます。
この督促状について不届きである場合は、この督促状があったことを理由として、1日の翌日から起算して3か月以内、要知照介護保険委員会に滞りなく納付する義務が生じます。
この督促状について不届きである場合は、この督促状があったことを理由として、1日の翌日から起算して3か月以内、要知照介護保険委員会に滞りなく納付する義務が生じます。
この督促状について不届きである場合は、この督促状があったことを理由として、1日の翌日から起算して3か月以内、要知照介護保険委員会に滞りなく納付する義務が生じます。

裏面

延滞金について

納期限までに保険料が完納されないとときは、その翌日から保険料完納の日までの期間の日数に応じ保険料額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

審査請求について

(1) この通知による処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県介護保険審査会（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話052-954-8288）に対し審査請求をすることができます。

(2) この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東三河広域連合を被告として（訴訟において東三河広域連合を代表する者は東三河広域連合長となります。）提起することができます。

(3) この通知による処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも東三河広域連合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

お問い合わせ先

東三河広域連合 介護保険課
電話 0532-26-8466（直通）

MCW 5.1 金融機関
(総合版)

督促状 帳票CSVファイルレイアウト

帳票レイアウト

The diagram illustrates the layout of a Japanese 'Shikoku' (Demand) form, with numbered callouts (1-40) identifying specific fields and sections:

- 1**: Top header line (barcode area)
- 2**: Second header line (barcode area)
- 3**: Third header line (barcode area)
- 4**: Fourth header line (barcode area)
- 5**: Barcode area
- 6**: Fifth header line (barcode area)
- 7**: Sixth header line (barcode area)
- 8**: Seventh header line (barcode area)
- 9**: Eighth header line (barcode area)
- 10**: Ninth header line (barcode area)
- 11**: Tenth header line (barcode area)
- 12**: Eleventh header line (barcode area)
- 13**: Twelfth header line (barcode area)
- 14**: Thirteenth header line (barcode area)
- 15**: Fourteenth header line (barcode area)
- 16**: Fifteenth header line (barcode area)
- 17**: 請求者番号 (Requester Number)
- 18**: 請求者氏名 (Requester Name)
- 19**: 通知番号 (Notification Number)
- 20**: 通知日 (Notification Date)
- 21**: 通知時刻 (Notification Time)
- 22**: 期別 (Period)
- 23**: 保険料 (Insurance Premium)
- 24**: 22, 222, 229 (Insurance Premium)
- 25**: 本督促の納期限 (Due Date of this Demand)
- 26**: 支払額 (Payment Amount)
- 27**: 支払期 (Payment Period)
- 28**: 支払場所 (Payment Location)
- 29**: 支払方法 (Payment Method)
- 30**: 支払期限 (Payment Deadline)
- 31**: 支払回数 (Number of Payments)
- 32**: 支払回数 (Number of Payments)
- 33**: 支払回数 (Number of Payments)
- 34**: 支払回数 (Number of Payments)
- 35**: 支払回数 (Number of Payments)
- 36**: 支払回数 (Number of Payments)
- 37**: 支払回数 (Number of Payments)
- 38**: 支払回数 (Number of Payments)
- 39**: 支払回数 (Number of Payments)
- 40**: 支払回数 (Number of Payments)

MCWELL 介護報酬
(統合版)

督促状
帳票CSVファイルレイアウト

CSVファイルレイアウト

帳票名		督促状		帳票定義ID	G252I001
No	項目名	属性	桁数	備考	
1	様式番号	X	20	日本語	
2	送付先郵便番号	X	10		
3	送付先住所	X	500	日本語	
4	送付先名	X	100	日本語	
5	カスタマ	9	20		
6	対象者番号	X	20		
7	通知書題名	X	10	日本語	
8	通知書番号	9	14		
9	号	X	1	日本語	
10	処理年月日	X	11	日本語	
11	肩書	X	20	日本語	
12	首長名	X	20	日本語	
13	公印	I	12		
14	公印省略文言	X	10	日本語	
15	帳票タイトル	X	50	日本語	
16	固定文言 1	X	200	日本語	
17	被保険者番号	X	10		
18	被保険者名	X	100	日本語	
19	納入通知書通知書番号	9	14		
20	賦課年度	X	6	日本語	
21	調定年度	X	6	日本語	
22	期別	X	3	日本語	
23	納付額	9	10		
24	漢字円	X	1	日本語	
25	納期限	X	11	日本語	
26	備考固定文言 2	X	200	日本語	
27	固定文言 3 編集 1	X	200	日本語	
28	固定文言 4	X	200	日本語	
29	問合せ先見出し	X	7	日本語	
30	担当課名	X	100	日本語	
31	住所見出し	X	4	日本語	
32	役場住所	X	266	日本語	
33	電話番号見出し	X	4	日本語	
34	連絡先	X	20		
35	ファックス番号見出し	X	5	日本語	
36	担当部署FAX番号	X	20		
37	メール見出し	X	3	日本語	
38	担当部署メール	X	254		

[illegible]

個人情報取扱特記事項（委託用）

（基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を発注者に提出するものとする。

4 受託者は、業務に従事する者に対して、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を提出させなければならない。

5 受託者は、前項の規定により誓約書を提出させたことを、発注者に書面により報告しなければならない。

（個人情報保護管理者の設置）

第3条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の適切な管理を行うための個人情報保護管理者を定め、発注者に書面により届け出るものとする。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の改ざん、盗用等の防止について必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（業務場所の特定等）

第4条 受託者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、発注者に書面により届け出るものとする。

2 受託者は、前項の規定により特定した場所の外に、業務に関して知り得た個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（適正な取得）

第5条 受託者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

2 受託者は、業務を処理するために発注者から個人情報が記録された資料（以下「個人情報資料」という。）を引き渡されたときは、発注者にその個人情報資料の内容、媒体及び

数量を記載した借用書を提出するものとする。

(安全管理措置)

第6条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（個人情報を保存した記録媒体の運搬に際しては、鍵付のケースに施錠のうえ収納して行うなどの安全対策等）を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受託者は、発注者の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の制限)

第8条 受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製してはならない。

2 受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製したときは、その複写物又は複製物を原本と同様に取り扱うものとする。

3 受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料のうち業務の範囲外の部分を加工してはならない。

(再委託)

第9条 受託者は、契約約款の規定に基づき業務の一部を再委託する場合、再委託先が契約約款及び本特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定する等、再委託先（子会社を含む。以下同じ。）との間で、この契約と同等以上の内容の再委託契約を締結しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受託者が番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務又は同条第12項に規定する個人番号関係事務の一部について再委託する場合にあっては、前項に規定するほか、再委託先については発注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる者に限定するとともに事前に発注者から書面による承諾を得なければならない。

3 受託者は、再委託先の業務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との再委託契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約に係る契約書及び再委託契約に基づき提出された書類について、その写しを発注者に提出しなければならない。

(個人情報資料の返還等)

第10条 受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。

2 個人情報資料の返還の際には、第5条第2項の借用書により確認を行うものとする。

3 発注者は、必要がある場合、業務完了時以外でも個人情報資料の返還を求めることがで

きる。その際には、受託者は発注者が指定した期日までに個人情報資料を返還しなければならない。

- 4 受託者は、業務を処理するために取得した個人情報資料のうち発注者に返還する個人情報資料以外のものを業務完了後直ちに廃棄し、又は消去するものとする。この場合、発注者は受託者に対し廃棄し、又は消去したことについて、書面による報告を求めることができる。

(従事者の監督及び教育)

第 11 条 受託者は、業務に従事している者に対して、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び番号法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

(実地調査)

第 12 条 発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 13 条 発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(報告義務)

第 14 条 受託者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について、発注者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 15 条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 16 条 受託者は、この契約における業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

